

2020

健康経営優良法人
Health and productivity

認定証

(中小規模法人部門)

法人名

株式会社井上運輸

貴法人は、従業員の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」の取組が優良であると認められました
よって、ここに「健康経営優良法人 2020
(中小規模法人部門)」として認定します
経済産業省及び厚生労働省と共に、今後一層
取組を推進されることを期待いたします

2020年3月2日

日本健康会議



日本健康会議
NIPPON KENKO KAIGI

健康宣言実施結果報告書

事業所名

株式会社 井上運輸

健康づくり
担当者名

布村潤子

		項目	実施項目 にチェック	取組内容・実施結果(数値報告)
必 須 項 目	①	経営者自身が健康宣言事業に取り組む	✓	経営者自身が健康宣言事業を社内外に発信。
	②	組織体制の整備	✓	経営者より健康管理責任者1名を指名。
	③	受動喫煙対策の実施	✓	屋内全面禁煙実施。
選 択 項 目	①	社員の家族の健康にも積極的に取り組みます		
	②	定期健康診断の受診	✓	業務上の配慮をしながら定期検診の受診率は100%を継続中。
	③	受診勧奨の取り組み	✓	就業規則により再検査を義務付け、その際の費用は全額会社負担。
	④	ストレスチェックの実施		
	⑤	健康増進・過重労働防止に向けた具体的な目標(計画)		
	⑥	管理職または一般社員に対する教育機会の設定		
	⑦	適切な働き方の実現	✓	休暇届とは別に月単位の休暇予定取得申請書を設置。先々の予定を把握することで業務のバランスを管理。
	⑧	コミュニケーションの促進	✓	社員懇親会・ボーリング大会を年1回、毎年開催中。
	⑨	病気と治療と仕事の両立		
	⑩	保健指導の実施		
	⑪	食生活の改善		
	⑫	運動機会の促進	✓	全従業員に向け保険者からのスポーツ施設補助制度を案内。
	⑬	女性の健康保持・増進	✓	継続して女子社員は就業時間内に婦人科健診を受診。
	⑭	社員の感染症予防	✓	インフルエンザ予防接種費用の会社負担、マスクの配布、アルコール消毒の設置。
	⑮	過重労働への対応	✓	就業規則により休息時間の規定を設け、経営者が労働時間を把握し休息を促している。また業務用血圧計を購入し、健康管理し記録させている。
	⑯	メンタル不調者への対応		

取り組み内容「PRシート」

事業所名

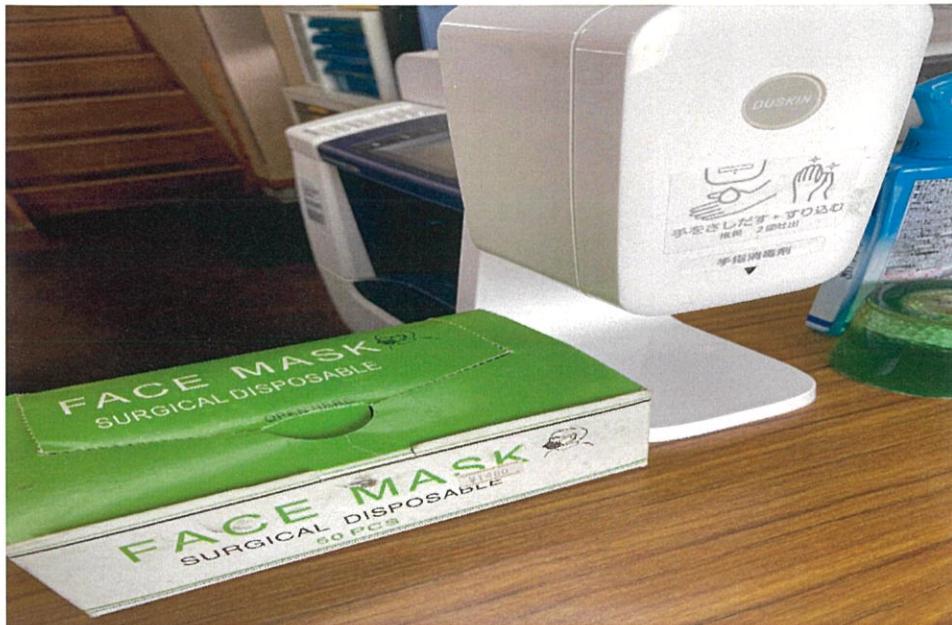
株式会社 井上運輸

貴社の重点実施項目の中から**「アピールしたい取組」**があれば、
下記の欄にご記入ください。写真・イラスト等を載せていただいても結構です！

選択項目番号

14

インフルエンザ予防接種費用は一部を負担し、事務所玄関にアルコール消毒液を置き、マスク配布を勧めている。点呼時に体調確認も行い、体調不良等の早期発見に努めている。



選択項目番号

15

退勤から出勤のインターバルを確実にとらせる為、デジタルタコメーターにより、確実にその就業を把握し、休息を促している。また、就業規則によりその休息時間の規定を設け、疲労の蓄積が認められる従業員には医師の面接指導を行うことも規定している。代表者自身も働き方改革関連法に関する説明会等に出席し、長時間労働を避け、適切な労働環境づくりを進めている。

- ② 拘束時間は、原則として、毎月 1 日を起算日として、1 ヶ月に 293 時間以内とする。
③ 前項の拘束時間の限度は、従業員の過半数を代表する者と協定を締結した場合には、1 年のうち 6 ヶ月まで、1 年間にについての拘束時間が 3,516 時間を超えない範囲内において、320 時間まで延長できることとする。

(自動車運転者の休息期間)
第67条 自動車自動車運転者には、勤務の終了後次の勤務までの間に少なくとも継続して 8 時間の休息期間を与える。

- ② 業務の必要上、継続して 8 時間以上の休息期間を与えることが困難な場合は、4 週間の全勤務回数の 2 分の 1 を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び拘束時間の経過直後に分割して与えることがある。この場合、分割された休息期間は、1 日において 1 回当たり連続して 4 時間以上、合計 10 時間以上とする。
③ 前項の規定は、勤務の中途においてフェリーに 2 時間を超えて乗船する場合は適用しない。

(二人乗務における拘束時間および休息期間)
第68条 自動車運転者が同時に 2 人以上乗務する場合であつて、車両内に身体を伸ばして休息する設備がある場合は、第 47 条第 1 項の規定にかかわらず拘束時間の限度を 20 時間とする。
② この場合、休息期間は前条第 1 項の規定にかかわらず 4 時間以上とすることがある。

(隔日勤務における拘束時間および休息期間)
第69条 自動車運転者について業務の都合により必要がある場合は、次の条件により隔日勤務に就かせることがある。
1. 2 历日における拘束時間は、21 時間を超えないものとする。ただし、事業所内の仮眠施設または会社が確保した同種の施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合、2 历日における拘束時間は、20 時間を超えないものとする。
2. 2 历日における拘束時間は、20 時間を超えないものとする。ただし、事業所内の仮眠施設または会社が確保した同種の施設において、夜間に 4 時間以上の仮眠時間を与える場合、2 历日における拘束時間は、19 時間を超えないものとする。